

「はい、こちら企業の労働110番です」電話の主は、労働者が5名の鉄工所の社長さんでした。

名北協会相談員日誌 4



三七〇“企業の労働110番”です

(社)名北労働基準協会 保険事務課長 東川勝

「通勤途上の交通事故」への対応

江に出勤途中、信号交差点で出会い頭車と激突し、運転士に重傷の状態で救急病院に運ばれた。常が使えるだろ？

最終的には、労働基準監督署の判断によるが、自宅から合理的な経路方法にて寄り道もせず会社に向かう途中の事故であり通勤災害に該当するのではないかというお話をしました。

保険給付と民事上の賠償
自賠責保険による支払い
が競合することがあり、
補償の重複を避けるため
に調整が行われる。

ること、さらには、当座の治療費、生活費の仮払金制度があること等、被災労働者にとつては自賠責保険を先行するほうが有利であることもお伝えした。



と自賠責保険のどちらを先行するのかは、基本的には被災労働者自身の意思によるが、自賠責保険の場合、労災保険に無い慰謝料があること、また労災保険では特別支給金と合算して8割の休業補償給付が全額支払いであ

料の合計が120万円であるため、これを超える部分は労災保険に請求できるが、加害者である相手方に、事故の過失割合に応じた求償（損害賠償請求）が国から行われる。このため、労災保険の請求書以外に、「第三者行

「為災害届」を添付して、所轄労働基準監督署に提出することもお話しした。また、労災保険の休業補償のうち特別支給金の2割について、自賠責保険から全額分の休業損害が支払われていても、請求が可能であることもご説明したうえで、必要な書類と記載例等の資料をお送りした。

後日、社長さんより、入院6ヶ月の事故であつたが、車の自賠責保険を先行して処理をしたところ、労災保険の切り替えも含めて、無事手続きが

スムーズに終わつたと報告のお電話が入つた。